

五泉中央デイサービスセンター

虐待防止及び身体拘束適正化のための指針

《基本指針》

当事業所は、虐待防止及び身体拘束の廃止に向けて「虐待防止及び身体拘束適正化のための指針」を定め、職員が一丸となって取り組みを進めます。

当該指針において、「虐待及び身体拘束防止委員会（リスクマネジメント係）を設置し、虐待防止と身体拘束の適正化の取り組みを進めます。

事業所職員に対し、入職時含め定期的に研修を企画、実施し、常にその重要性を認識し業務に従事するよう努めます。

《虐待防止指針》

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

当事業所では高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の安全と尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、次の行為のいずれも行いません。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること (緊急やむを得ない場合は除く身体拘束を含む)
介護・世話の放棄、放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の 高齢者を擁護すべき職務上の業務を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者 に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為を させること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること。その他当該高齢者から不当に 財産上の利益を得ること

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当施設では虐待発生防止に努める観点から「身体拘束廃止・虐待防止委員会（リスクマネジメント係）を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所の管理者とし、生活相談員・介護職員・機能訓練指導員・看護職員等を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。

- (1) 身体拘束・虐待防止については一体的に開催します。
- (2) 委員会は毎月開催します。
- (3) 管理者を含めた委員会は必要な都度、担当者が招集します。
- (4) 委員会の議題は委員長が定めます。具体的には次のような内容について協議します。
 - ① 事業所内等での虐待防止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ② 虐待防止のための指針・マニュアルの整備に関する事
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関する事
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
 - ⑤ 提供する介護サービスの点検及び虐待につながりかねない不適切ケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関する事
 - ⑥ 職員が虐待を把握した場合に関係市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法
 - ⑦ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - ⑧ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待の防止を徹底します。

- (1) 具体的に次のプログラムより実施します。
 - ⑨ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ⑩ 高齢者権利擁護事業、成年後見制度の理解
 - ⑪ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ⑫ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑬ 発生した場合の改善策
- (2) 実施は年1回以上行います。新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに関係市町村に通報するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位を問わず、厳正に対処します。また緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

職員は利用者・利用者家族または職員から虐待の通報がある時は、本指針に沿って対応します。また、報告を行ったものの権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払います。

- (1) 介護サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげます。
- (2) 事業所内だけでなく、送迎時の様子など、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めます。＊「五泉市高齢者虐待予防チェックシート」の活用。
- (3) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員へ周知します。
- (4) 事業所内で虐待が発生し、その要因が取り除かれた場合であっても事実確認の概要や再発防止策を併せて関係市町村へ報告します。
- (5) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行います。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会等の適切な窓口を案内するなどの支援をします。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、該当者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは上述の5. に沿うものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその対応を報告します。

8. 当指針の閲覧について

本指針は、事業所内に掲示するとともに、利用者及び家族等からの閲覧の求めには速やかに応じます。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

3. に定める内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附 則

本指針は、令和5年4月1日より適用します。

附 則

本指針は、令和6年4月1日より適用します。

附 則

本指針は、令和7年4月1日より適用します。